

第19回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年12月12日（月）
- 2 開催場所 八郷保健センター 2階 研修室
- 3 出席委員
- | | | |
|----------|----------|----------|
| 2番 飯村伸一 | 3番 三輪正 | 4番 高橋浩 |
| 5番 萩原重信 | 6番 池田徹 | 7番 磯部進 |
| 8番 田上光男 | 9番 高野済 | 10番 山口和明 |
| 11番 栗原茂 | 12番 花和清治 | 13番 高橋憲治 |
| 14番 小松與平 | | |
- 4 欠席委員
- | | |
|---------|---------|
| 1番 前島慎也 | 11番 栗原茂 |
|---------|---------|
- 5 事務局
- | | | | |
|---------|------|----|------|
| 理事兼事務局長 | 額賀均 | 課長 | 原田和宣 |
| 課長補佐 | 石崎正顕 | 主幹 | 鈴木直行 |
- 6 審議議案
- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について |
| 議案第3号 | 非農地証明願の意見の決定について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告第1号 | 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第2号 | 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |
| 報告第4号 | 制限除外の農地の移動届の報告について |
| 報告第5号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願について |
| 報告第6号 | 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について |
| 報告第7号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
- 7 会議の顛末

午後2時26分 開 会

議長）只今より、第 19 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 12 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、10 番、山口和明委員、並びに 12 番花和清治委員の 2 名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、1 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。2 番の審議に入る前に、磯部委員に関連する案件ですので、磯部委員は退室してください。

【 磯部委員 退 室 】

議長）それでは、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 3 名で約 14 ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。2 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数ですので、2 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。2 番の審議が終了しましたので、磯部委員の入室を認めます。

【 磯部委員 入 室 】

議長) 続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 2 名で約 301 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3 番については、許可することに決定いたします。続いて、4 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 4 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 4 名で約 123 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、4 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約577アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番については、7番と関連がございますので、一括審議といたします。7番については、現地調査を省略している案件です。6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者1名で約35アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続きブルーベリーを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番及び7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番及び7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番及び7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者1名で約159

アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約168アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者3名で約233アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を

願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11 番については、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 12 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 3 名で約 24 ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、12 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号 12 件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル180 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル190 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 3 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル 190 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって 3 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 4 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル 190 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって 4 番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 5 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル 190 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって 5 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。5 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 6 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル 190 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって 6 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。ご審議願います。6 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番については、8番と関連がございますので、一括審議といたします。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号7番及び8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を営む法人ですが、今般、太陽光発電施設を設置して、業務拡大を図るべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル3,330枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例に該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番及び8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。7番及び8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番及び8番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番及び8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電の敷設工事を施工するにあたり、車両の駐車場所及び資材置場が必要なため、一時転用申請されたもので、転用期間は6か月です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 10 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10 h a 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、アパートに居住されておりますが、子供も生まれ手狭なことから、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 10 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、借家住まいをされておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 11 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12

番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、事業拡大を図るべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル132枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって12番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号13番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、保育園を経営されておりますが、現在使用している従業員駐車場を返却することになったため、本申請地を駐車場に転用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、本年9月末から、本申請地の一部を一時駐車のため使用しており、始末書が添付されております。よって13番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議

案第2号の13件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。

次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、資材置場として利用され、30年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、森林の様相を呈しており、また、篠が繁茂するなど、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂しており、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木等が生え、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、4番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第3号4件は、すべて非農地として証明することに決定をいたしました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第4号について、ご意見・ご質問等のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数ですので、原案のとおり決定いたします。次に、報告第１号、農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第２号、農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第３号、農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第４号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第５号、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出の取消願について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

議長）説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第６号、農地法第３条第１項第１３号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局）事務局説明

説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第７号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おきます。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 19 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 21 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 4 年 12 月 12 日

議事録署名人

議 長

10 番

12 番